

# 北海道小学校長会 平成30年度 第1回理事研修会 情勢報告 平成30年5月14日(火)



教育情勢について、ご報告いたします。綴りをご覧ください。国内の情勢から主に5点と、道内の情勢からは項目だけ、お話しいたします。

1点目は、新学習指導要領と先行実施に関わる道徳、外国語の状況についてです。

日本の教育政策にも大きな影響を与えてきた OECD の PISA を統括するシュライヒャー教育・スキル局長へのインタビューについてです。

PISA が各国に影響を与えた点について、教育についての考え方や視点を広げたことを述べ、具体的には、コンピテンシーの概念の導入や、仕事上では協働が求められるが、学校では一人一人を椅子に座らせ個人の能力を測っている現状への問題提起を挙げています。

一方で、ある新聞報道によると 2018 年のグローバル・コンピテンスの調査には、日本は不参加であることが示されています。そして、PISA に対しては、一つの尺度で測る危険性や測定のために問題が単純化されているとの批判し、共通テストによるランク付けが増えている実態への懸念も表明しています。

新指導要領の改定の成功の鍵についての質問に対して、シュライヒャー教育・スキル局長は、「教員を信頼して任せること。」と答え、「生活指導など授業以外に子どもに向き合う機会が多く、子どもをよく知っている実態から、患者に合った薬を処方する医師のようにできる可能性がある」と日本の教師の優れた点を指摘しています。一方で、教員の多忙化により、外部に任せようという働き方改革の動きについては、「日本の強みを失いかねない」として、分業の進むアメリカの例を挙げ、子どもに対する責任感の希薄化を懸念しています。また、日本の教員の自信のなさや疲弊している実態に対して、「精神面のサポート不足」と分析し、「メンター制度」の有効性を挙げています。

「特別の教科 道徳」についてです。

道徳の評価に関して不安な教員が多いという背景から、京都市教委が、評価の文例を載せた冊子を作成して、全教員に配付したということです。一方、「評価は、子どもの成長

が具体的にわかる内容にすべきで、パターン化できない」として、文例に頼るべきではないという意見もあります。

国立教育政策研究所統括研究官の西野真由美さんが、道徳の授業像や評価について述べています。「実生活に会う道徳的問題は、答えが一つではなく、その時に子どもたちが考え、解決する力を発揮できるように育てる授業が理想」とし、評価については、「内面や道徳性が対象ではなく、授業における子どもたちの学びの記録」と述べています。したがって、授業では、話し合いの機会を増やすことや振り返りを設けることなどの教師の工夫を促しています。

外国語教育における広島県三次市の実践です。高学年 70 時間、中学年 35 時間で今年度からスタートするということですが、市内の半数以上が複式学級を有することから、複式学級用の年間指導計画を作成したということです。本道にも多くの複式学級がありますので、詳しくは後ほど資料をご覧ください。

2 点目は全国学力・学習状況調査についてです。

各教科の今年度の出題の特徴は、テスト結果の公表が 7 月下旬に前倒しされ、夏休み中に学力向上策を検討できるように改善されることです。来年度から、知識・活用の問題を一体化して出題されます。理由は、新学習指導要領で知識・技能と思考力などとの相互関係が重視されていることや、調査時間が学校の負担になっている背景があるからだということです。

3 点目は、学校における働き方改革についてです。

道教委が策定した「北海道アクションプラン」の内容についてです。過労死ラインである週当たり 60 時間を超える教員をゼロにすることを 3 年間で達成することを目標に置いて、長期休業中の「学校閉庁日」を年 9 日以上設けることや、定時退勤を月 2 回以上実施する、部活休業日を 73 日以上とするなどの目安を設けています。

一方、ある新聞報道では、「部活動指導員の人材確保は、地方では厳しい。行政の力が重要である」とし、実現するためには行政の具体的な取組の必要性を指摘しています。

4 点目は、いじめ問題です。

総務省は、抽出調査で、公立学校の 24% で「いじめ」の判断基準が、いじめ防止対策推

進法の定義よりも、限定的にとらえている実態があると発表しました。具体的には、いじめの継続性や集団性などを判断基準に含め、限定解釈していたということです。これを受けて、文科省では、入学式、始業式、保護者会などの際に、児童生徒と保護者に対し、いじめの定義を周知することと、教職員全員がいじめとは何かを正確に理解することを求め、実施状況を5月末現在で調べることを要請しており、各学校では取組がなされているところではあります。

道立高校運動部のいじめに対する、道いじめ審議会の調査結果についてです。

それによると、学校の対応については、いじめ防止対策委員会が年間計画に組み込まれていたが、実際には会議が開かれなかったことが組織的な対応の機能不全や遅れを引き起こした根本的問題と指摘しています。

反対に、いじめが起こった時の組織的な対応を取った大阪府内の公立高校の訴訟の結果についてです。判決の内容は、「判決が指導方針の決定に当たって学校いじめ対策組織が果たした役割を重視している」とあり、改めて組織的な対応を取ることの重要性を認識できます。

5点目は、子どものSNS被害についてです。

昨年1年間にSNSをきっかけとして性犯罪などの被害にあった子どもは1,813人で、過去最多であったということです。被害者の中には、8歳の小学3年生の女子が含まれているということです。SNSで被害にあった子どもの内84.2%が、フィルタリングを利用していなかったという実態が掲載されています。また、左側の記事には、被害にあった子どもの内、47%はSNSの利用指導の注意点を学校で指導された記憶はないという実態が出ています。増え続けるSNSの犯罪被害を防ぐためにも、家庭での指導、学校での指導が急務であると言えます。

道内の教育情勢につきましては、項目だけご紹介します。

「道教委の教育計画策定」、「道内の主幹教諭配置状況」、小中一貫教育支援事業30年度指定地域」についてなどの資料を掲載していますので、後程、ご覧ください。

この他にも、全国に関わっては、子どもの貧困や大川小学校高裁判決などを掲載していますので、必要に応じてご活用していただければと思います。

よろしくお願ひいたします。